

茨城労働局発表
令和3年7月14日(水)

【照会先】

茨城労働局 職業安定部 訓練室
室長 生天目 寿幸
地方人材育成対策担当官 杉本 壮
(直通電話)029-277-8001

報道関係者 各位

県内全市町村に臨時相談窓口を設置

～「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します～

茨城労働局(局長 下角圭司)では、ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給中の方が地方自治体(市町村)に対して「現況届」を提出する8月の時期に合わせ、市町村役場等に「ハローワーク臨時相談窓口」を設置する取組みを行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

臨時相談窓口の設置については、平成27年度に県内19市での実施から始まり、平成30年度より茨城県内の全市町村で実施しています。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。)

概要は以下のとおりです。

記

1 キャンペーン実施期間

令和3年8月2日(月)から8月31日(火)まで

2 主な内容

(1) 支援内容

市町村役場等に「ハローワーク臨時相談窓口」を設置し、ハローワークの職員が、「現況届」の提出に訪れた児童扶養手当受給者の方との職業相談や職業紹介、求人情報の提供などを行います。

※ハローワークでは、日頃から地方自治体と連携して、児童扶養手当受給者の方の就労支援を行っています。臨時相談窓口での相談をきっかけに、相談に応じる個別担当者を決め、プライバシーに配慮しながら、個々のニーズに応じたきめ細かな就労支援を受けることができます。その取組みを通じて、多くの方が就職しています(別紙1参照)。支援内容の詳細については別紙2をご参照ください。

(2) 臨時相談窓口の設置(県内全44市町村)

県内全てとなる44市町村に臨時相談窓口を設置します。各市町村における臨時相談窓口設置場所・日時等は、別紙3のとおりです。